


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する訓令について		区分	1 審議事項 <input type="radio"/>	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について」（以下「国要綱」）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の所得基準の一部を改正 児童扶養手当法施行令が改正され、児童扶養手当と公的年金等の併給調整に係る規定が設けられたが、本事業には適用しないこととするための改正。</li> <li>寡婦（夫）控除のみなし適用規定の削除に伴う改正 令和2年度税制改正において未婚のひとり親を対象とした控除が創設されたことに伴う所要の改正。</li> <li>審査委員会による審査を、対象講座の指定決定時に行うよう改正 受講修了時給付金の支給決定及び合格時給付金の支給決定時に行うとしていた審査委員会による審査について、国要綱に沿い、対象講座の指定決定時に行うよう改正する。</li> <li>その他、文言の整理。</li> </ul> <p>(2) 施行日 市長決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 国要綱の一部改正に沿った要綱となり、適切な運用が図られる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議への報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。